

令和 3年10月 1日

生徒・保護者の皆様へ

千葉県立佐倉東高等学校  
校長 木 次 慎 一

### 緊急事態宣言の解除に伴う県立学校の教育活動等について

日頃から本校の教育活動に御支援、御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、本県を対象とした緊急事態宣言が令和3年9月30日(木)をもって解除されました。しかしながら、将来的にも新型コロナウイルス感染症の再拡大が懸念され、予断を許さない状況です。本校では、引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため感染症対策を徹底し、原則として通常の教育活動を実施し、感染リスクの高い活動の実施については、活動内容や方法を工夫することにより、感染拡大防止に努めてまいります。

つきましては、千葉県教育委員会からの通知により、緊急事態宣言の解除に伴う県立学校の教育活動等について、下記のとおりとしますので、御理解、御協力をお願いいたします。

なお、県内の感染状況等によって、変更することがあることを、御承知おきください。

#### 記

#### 1 基本的な学校運営の方針について

- (1) 「学校における感染対策ガイドライン」を踏まえた感染症対策を万全にした上で学校運営を継続します。
- (2) 緊急事態宣言の解除後、原則として通常日課とします。

#### 2 学習活動について

引き続き感染症対策を徹底し、学びを継続します。感染リスクの高い活動の実施に当たっては、感染拡大防止の観点から、活動の内容や方法を工夫します。

#### 3 学校行事及び部活動について

##### (1) 学校行事

感染症対策を徹底し、学校行事の実施に当たっては、感染拡大防止の観点から、活動の内容や方法を工夫するとともに、学外の参加者について、行事の趣旨や目的を踏まえて、制限を設けます。

## (2) 部活動

これまでの原則として停止とする取扱いを終了します。実施に当たっては、引き続き感染症対策を徹底し、部活動ガイドライン及び各学校の活動方針に基づき実施します。ただし、10月14日(木)までの2週間は移行期間として、平日は放課後のみ90分以内、休日は昼食を挟まず3時間以内の活動とし、平日及び休日それぞれ1日以上の休養日を設けます。

## 4 感染症対策について

### (1) 生徒への指導

- 3密(密集・密接・密閉)の回避、マスクの適切な着用、手洗いや換気等の基本的な感染症対策を徹底します。特に会話する際は、原則としてマスクを着用すること。なお、マスクについては、最も高い効果があるとされている不織布のマスクの着用をして下さい。
- 登校時及び部活動開始前に、確実に健康観察(発熱及び何らかの症状の有無の確認)を実施するとともに、普段と体調が少しでも異なる場合には登校せず、自宅で休養してください。
- 昼食を含む飲食場面では、マスクを外す時間を飲食時のみとし、多人数で密集しないこと、向かい合わせ等にならないこと、飲食中は会話しないこと等についての指導を徹底します。
- 休み時間中、他クラスの児童生徒同士が集まることを控えるよう指導します。
- 部室や更衣室等の、マスクを外した状態で密になる可能性のある場所は、人数制限等の使用ルールを明確にし、指導します。
- 公共交通機関を利用する際は、基本的にマスクを着用し、会話を控えるよう指導します。

※ 特に高校生は、次のような場面で感染する事例が見られることから、こうした場面を避けるよう、指導を徹底します。

- ・ 登下校時における飲食店や遊興施設への立ち寄り
- ・ 部室や更衣室等の密になりやすい空間や昼食でのマスクを外した会話

※千葉県教育委員会からの通知文書：「緊急事態宣言の解除に伴う県立学校の教育活動等について」、「緊急事態宣言解除後の県立学校の部活動の扱いについて」はHPに掲載してありますので、御確認ください。

担当

千葉県立佐倉東高等学校

043-484-1024

全日制 教頭 高木 文雄

丹治 由夏